

## 環境用語の解説（あいうえお順）

### ISO14000シリーズ

ISO14000シリーズは、国際的な非政府機関である国際標準化機構（ISO）が発行する環境マネジメントに関する規格の総称であり、環境マネジメントシステム、環境ラベル、環境パフォーマンス評価（事業所ごとの評価）、ライフサイクルアセスメント（LCA。製品、サービスの評価）、等の規格がある。平成8年秋に環境マネジメントシステム（ISO14001）が発行された。ISO14000シリーズのうち、認証登録の対象となっているのはISO14001のみである。

### アイドリングストップ

自動車の駐停車時に原動機を停止すること。自動車排出ガスには窒素酸化物、二酸化炭素などが含まれ、大気汚染の原因や地球温暖化にもつながるとともに、排出ガスによる悪臭や原動機による騒音など近隣環境に悪影響を与えることから、神奈川県生活環境の保全等に関する条例では信号待ちや人の乗降などの短時間の停車や緊急自動車等のやむを得ない場合を除き、自動車の運転者に駐車時の原動機停止を義務付けている。

### IPCC（気候変動に関する政府間パネル）

1988年（昭和63年）に、国連環境計画（UNEP）と世界気象機関（WMO）の共催により設置された。世界の第一線の専門家が、地球温暖化について科学的な評価を行っている。2001年（平成13年）には、地球温暖化に関する最新の科学的知見をとりまとめた、「IPCC 第3次評価報告書」が公表されている。

### アオコ

アオコは、富栄養化の進んだ湖沼等で、夏期を中心に藍藻類（ミクロキスティス、アナベナなど）が異常に繁殖し、水面に青い粉をまいたような状態を指した呼称。

### 赤潮

海中のプランクトンが大量に繁殖し、海水が赤褐色を呈する現象。発生のメカニズムは完全には究明されていないが、海洋沿岸や河川の注ぐ湾内で、雨後に強い日射と海面の静かな日が続くときに発生しやすい。海水中の窒素、リン等の栄養塩類濃度、自然条件の諸要因が相互に関連して発生すると考えられている。魚介類に対する被害として、(1)赤潮プランクトンが魚介類のエラに詰まって窒息する。(2)赤潮プランクトンの細胞分解のため海水中のDO（溶存酸素量）が欠乏する。(3)有毒物が赤潮プランクトンにより生産、排出される。(4)細菌が増殖する。などの諸説がある。

### アジェンダ21

1992年6月に開催された地球サミットにおいて採択された、21世紀に向け、持続可能な開発を実現するための各国及び各国際機関が実行すべき具体的行動計画。大気保全、森林減少対策、砂漠化、生物多様性、有害化学物質などの具体的な問題への対応プログラム

を示すとともに、技術移転のあり方等の実施手段についても規定している。

### アスベスト

天然に産する繊維状けい酸塩鉱物の総称。アスベストは、耐熱性、耐薬品性、抗張力、耐摩耗性、絶縁性等の諸特性に優れているため、建設資材、電気製品、自動車、家庭用品等3,000種を超える利用形態があるといわれている。

その繊維が極めて細いため、研磨機、切断機などの施設での使用や飛散しやすい吹付けアスベストなどの除去等において所要の措置を行わないとアスベストが飛散して吸入してしまうおそれがある。

現在問題となっているアスベストは、主に①クリソタイル（白石綿）、②クロシドライト（青石綿）、③アモサイト（茶石綿）の3つである。

### アメニティー（amenity）

豊かな緑、さわやかな空気、静けさ、清らかな水辺、美しい町並み、歴史的な雰囲気など、身の回りのトータルな環境の快適さのこと。主に都市計画で用いられる事が多い。

### 硫黄酸化物（SO<sub>x</sub>）

工場や事業場で石炭、重油を燃焼する際、その燃料中に存在する硫黄分が、硫黄酸化物として排出され大気汚染の原因となる。SO<sub>x</sub>と略称され、二酸化硫黄（SO<sub>2</sub>）の他、三酸化硫黄（SO<sub>3</sub>）、硫酸ミスト（H<sub>2</sub>SO<sub>4</sub>）などが含まれる。

二酸化硫黄については、呼吸器への悪影響があり、四日市ぜんそくなどの原因となったことで知られており、環境基準が定められている。また、「大気汚染防止法」（昭和43年）では硫黄酸化物排出基準を定め、更に総量規制も実施している。

### 一酸化炭素（CO）

炭素または炭素化合物が不完全燃焼した場合に生じる無色・無臭の気体。血中のヘモグロビンと簡単に結合し、血液の酸素輸送を阻害し、細胞での酸素利用を低下させる。頭痛、耳鳴り、吐き気等が出現し、濃度が高いと生命が危険となる。このため環境基準が設定され、「大気汚染防止法」（昭和43年）に基づき自動車排出ガスの中の一酸化炭素の排出量について許容限度を定め、規制を行っている。

### 移動発生源

大気汚染物質の発生源は、固定発生源と移動発生源に分類される。固定発生源としては、工場・事業場に設置されるボイラー、金属加熱炉、ガラス溶融炉、廃棄物焼却炉などがあり、移動発生源としては、自動車、船舶、航空機などがある。

固定発生源については、大気汚染防止法、神奈川県生活環境の保全等に関する条例により、ばい煙（排煙）の規制を実施し、また、移動発生源については自動車の排出ガス規制が実施されている。

## エアレーション

湖の底に大きな泡を断続的に発生させ、水を一気に押し上げることにより、浅いところの水と深いところの水を入れ替え、湖の表層水温の低下と水温の均一化により、藻類（アオコ等）の増殖を抑制しようとする仕組みをいう。

## エコアクション21

中小企業等においても容易に環境配慮の取組を進めることができるよう環境マネジメントシステム、その取組の評価及び環境報告をひとつに統合した環境配慮の方法。2004（平成16）年に全面的に改定が行われた。新しいエコアクション21は、幅広い事業者に対して、「環境への取組を効果的・効率的に行うシステムを構築・運用・維持し、環境への目標を持ち、行動し、結果を取りまとめ、評価し、報告する」ための方法を提供している。また、認証・登録制度を導入した。

## SS（浮遊物質：Suspended Solids）

水中に浮遊又は懸濁している直径2mm以下の粒子状物質のこと。英訳（Suspended Solids）を略して「SS」とよばれる。一定量の水をろ過又は遠心分離して分離される物質を乾燥重量（mg/L）で表わしたものの。

水質汚濁の指標の一つ。生活環境にかかる基準として、河川や湖沼の水質環境基準が定められている。

## ESCO（Energy Service Company）事業

ビルや工場の省エネルギー改善に必要な包括的なサービス（省エネルギー診断、設備機器等の整備、省エネルギー効果の検証、設備機器等の維持管理等）を提供する事業で、必要や費用は、ESCO事業者により保証された光熱水費の削減分に対応する事業をいう。

## SPM（浮遊粒子状物質）

（→「浮遊粒子状物質」の項）

## NOx（窒素酸化物）

（→「窒素酸化物」の項）

## Nm<sup>3</sup>

Nは、ノルマル（ノーマル）と読み、0℃1気圧の標準状態を表すもので、主として排出ガス量等を表す場合に用いられる。1Nm<sup>3</sup>とは標準状態（0℃1気圧）に換算した1m<sup>3</sup>のガス量を表す。

## NPO

Non-Profit Organization（民間非営利団体）の省略形で、ボランティア活動を行う特定非営利活動法人（いわゆるNPO法人）及び法人格をもたない団体のことである。

## MSDS（製品安全データシート：Material Safety Data Sheet）

事業者が化学物質や製品を他の事業者に出荷する際に、その相手方に対して、その化学物質に関する安全性や毒性に関するデータ、取扱い方、救急措置などの情報を提供するためのもの。PRTR法では、政令で定める第一種指定化学物質（354物質）、第二種指定化学物質（81物質）及びこれらを含む一定の製品について、このMSDSを提供することが義務化された。

## LNG（Liquefied Natural Gas）

液化天然ガスのことで、天然ガス（地下から噴出する可燃性ガスで、主成分はメタン）を大量輸送できるように冷却、液化（沸点-162℃）したものの。わが国では、インドネシア、マレーシア、ブルネイ等から輸入している。火力発電の燃料、都市ガス用として利用され、公害の少ない「クリーンエネルギー」として注目されている。

なお、LNGは高圧ガス保安法等で取扱いの安全性等についての規制が定められている。

## オキシダント（Ox）

（→「光化学オキシダント」の項）

## オゾン層

地表20～25kmの成層圏には、オゾンが高濃度で分布するオゾン層が存在している。このオゾン層は、生物にとって有害な紫外線を吸収する作用をもっているが、近年、冷媒などに用いられるフロン等の物質により破壊され、特に、極地におけるオゾン量が減少している。

南極上空では、その特殊な気象条件などから春期（9～10月頃）にオゾン全体量が著しく低下する現象（オゾンホール）が70年代の終わり頃から観測されている。

## 汚濁負荷量

汚濁負荷量とは、家庭や工場などから排出される排水量とその汚濁物質の濃度の積をいい、主としてBOD、COD、SSの1日当たりのトン数で表される。湖などの水域の状況によっては濃度規制だけでは不十分なため、汚濁負荷量の制限による総量規制を実施する。（→「BOD、COD、SS」の項）

## 汚泥

工場排水や下水などの処理後に残る泥状のものや各種製造業の製造工程において生じた泥状のものをいい、動植物性原料を使用する各種製造業の排水処理などから生ずる有機性汚泥と、浄水場の沈澱池等から生ずる無機性汚泥などがある。

## 温室効果ガス

大気を構成する気体であって、赤外線を吸収し再放出する気体。京都議定書では、二酸化炭素、メタン、一酸化二窒素、ハイドロフルオロカーボン、パーフルオロカーボン、六フッ化硫黄の6物質が温室効果ガスとして削減対象となっている。

## 合併処理浄化槽

浄化槽は、水洗トイレからの汚水（し尿）や、台所、風呂場等からの排水（生活雑排水）を、微生物の働きなどを利用して浄化し、きれいな水にして放流する施設で、し尿だけを処理する単独処理浄化槽、し尿と生活雑排水を処理する合併処理浄化槽がある。合併処理浄化槽を設置した場合、単独処理浄化槽を設置した場合に比べ、汚れの量を約8分の1に減らすことができる。なお、現在では浄化槽とは合併処理浄化槽を示すものとされ、単独処理浄化槽は製造や新規設置は認められていない。

### かながわ地球環境保全推進会議

1993（平成5）年1月に策定された地球環境保全に向けた行動指針である「アジェンダ21かながわ」の推進母体として、県全体を活動対象とする県民の団体、企業の団体、県及び県内市町村を構成団体として設置された。2003（平成15）年10月に、旧アジェンダの成果と課題を踏まえ、より実効性ある「新アジェンダ21かながわ」が同会議において採択されたことに伴い、マイアジェンダ登録をした個人、団体等からなる「実践行動部会」を構成団体に加え、持続可能な社会かながわづくりに取り組んでいる。

### 神奈川力構想・プロジェクト51

2004（平成16）年に策定した県の総合計画で、神奈川が進むべき方向と取組を示す県政運営の総合的・基本的指針となるもの。

環境に関しては、重点政策の基本方向として「将来へつなぐ＜良好な環境＞の保全・創造～良好な環境を次の世代に引き継ぐ～」を、政策課題分野として「地域からの環境の保全と創造～地球環境保全や循環型社会の実現に向けた取組の推進～」をそれぞれ位置付けている。

### 環境影響評価（環境アセスメント）

土地の形状の変更、工作物の建設等の事業の実施が環境に及ぼす影響について、あらかじめ調査、予測及び評価を行い、その結果を公表し、及びこれに対する意見を求め、これらの事業の実施に際し、公害の防止、自然環境の保全、歴史的・文化的遺産の保全その他の環境保全の見地から適正な配慮がなされる手続等をいう。

### 環境会計

企業等が持続可能な発展を目指して、社会との良好な関係を保ちつつ環境保全への取組を効率的かつ効果的に推進していくことを目的として、事業活動における環境保全のためのコストとその活動により得られた効果を認識し、可能な限り定量的（貨幣単位又は物量単位）に測定し、伝達する仕組み。

### 環境基準

人の健康を保護し、生活環境を保全する上で維持されることが望ましい基準として、物質の濃度や音の大きさというような数値で定められるもの。典型7公害のうち、振動、悪臭及び地盤沈下については、現在の科学的・技術的水準では人の健康や生活環境に与える影響について、定量的な測定方法によりの確に把握できないなどの理由から、環境基準が設定されていないが、これら3つを除いた大気汚染（二酸化窒素の大気中の濃度の基準など）、水質汚濁（カドミウムの水中の濃度の基準など）、土壌汚染（カドミウムの土壌から溶出する量の基準など）及び騒音（住居用地域の時間帯ごとの大きさの基準など）の4つについて環境基準が定められている。

環境基準は、国や地方公共団体が公害対策を進めていく上での行政上の目標として定められているものであり、公害発生源を直接規制するための基準（いわゆる

る規制基準）とは異なる。

### 環境の日

事業者及び国民のあいだに広く環境の保全についての関心と理解を深めるとともに、積極的に環境の保全に関する行動を行う意欲を高めるため、環境基本法第10条に定められた日で、6月5日（世界環境デー）である。国及び地方公共団体は、環境の日の趣旨にふさわしい事業を実施するよう努めなければならないとされている。（→「世界環境デー」の項）

### 環境報告書

企業等の事業者が、事業活動における環境配慮の方針、目標、取組内容・実績及びそのための組織体制・システム等、自らの事業活動に伴う環境負荷の状況及び事業活動における環境配慮の取組状況を、総合的・体系的に取りまとめ、これを広く社会に対して定期的に公表・報告するものをいう。

### 環境ホルモン

動物の生体内に取り込まれた場合に、本来、その生体内で営まれている正常なホルモン作用に影響を与える外因性の物質のこと（環境省の定義）で、「外因性内分泌かく乱化学物質」などと呼ばれている。ホルモンとは、身体の中で作られた微量で作用する、体内の「情報伝達物質」であり、脳下垂体や精巣などの器官から分泌され、レセプター（受容体）と呼ばれるタンパク質に結合し、その器官の働きを適正に調整している。本来のホルモンは、男女の違いを形成したり、健康を維持する上で重要な働きをしているため、「環境ホルモン」による健康への影響が心配されている。環境省では、SPEED'98に代えてExTEND2005を発表して、人や野生生物への影響に関する調査研究や実態調査などを行っている。

### 環境マネジメントシステム

環境マネジメント（環境管理）は、企業などの事業者が、法令などの規制基準を遵守することにとどまらず、自主的・積極的に環境保全のための行動をとるための仕組み。ISO14000シリーズという環境マネジメントシステムとは、企業などの事業者が環境保全に関する方針、目標、計画などを定め、これを実行・記録し、その実行状況を点検して方針などを見直すという一連の手続きを指しており、また、一連の環境マネジメントシステムの中で、自主的な環境管理の実行状況の点検作業を環境監査と呼んでいる。

### 環境リスク

化学物質などによる環境汚染が、人の健康や生態系に有害な影響を与える「おそれ」のこと。

### 環境容量

生態系や人間の生活環境を悪化させずに、人間生活が維持できる環境を保障するための人間活動の許容量を指す。環境容量を具体的に測る指標についてはまだ定説はなく、国連、OECDなどの国際機関から地方自治体まで様々な機関で、その評価手法の検討、開発が行われている。

## 気候変動枠組条約 (UNFCCC)

地球の気候系に対し危険な人為的干渉を及ぼすことにならない水準において、大気中の温室効果ガスの濃度を安定化させることを目的とした条約。平成3年2月から政府間交渉会議が開かれ、平成4年5月9日に採択され我が国は、平成4年6月13日に署名した。平成5年12月に締約国が50か国に達し、平成6年3月に発効した。

## 危険物

通常考えられるLPガスや毒物などを含めた危険な物という広い概念でなく、消防法の別表で定められている「自然発火性、引火性、酸化性等の火災危険性の高い液体及び固体のある物品」をいい、第1類から第6類に分類されている。

例えば、自然発火性のある物としては第3類のナトリウム等、引火性のある物としては第4類のガソリン、灯油等の石油類等、酸化性のある物としては塩素塩基類等がある。

## 規制基準

法律又は条例に基づいて定められた公害の原因となる行為を規制するための基準であり、工場等はこの基準を守る義務が課せられている。大気汚染防止法及びダイオキシン類対策特別措置法では「排出基準」、水質汚濁防止法では「排水基準」、騒音規制法、振動規制法及び悪臭防止法では「規制基準」という用語が使われている。

## 京都議定書

1997年12月、地球温暖化防止京都会議において採択され、2000年以降の先進各国における温室効果ガスの削減目標や国際制度について定めている。我が国においては、2008～2012年の間に、温室効果ガスを1990年レベルで6%削減することが求められている。日本は平成14年(2002年)6月4日、閣議で京都議定書の締結を決定した。その後、平成17年(2005年)2月16日、前年のロシアの批准を経て、京都議定書が正式に発効した。

## 緊急時措置対象工場

燃原料使用量が特に多い工場等を一定の基準により選択したもので「主要ばい煙排出者」ともいう。

本県では、光化学オキシダント等による大気汚染が著しくなり、人の健康又は生活環境に係る被害が生ずるおそれのある事態に対処するため、要綱を定めて、汚染の程度により予報、注意報、警報、重大緊急時警報の四段階に分けて、緊急時措置対象工場にばい煙発生削減等の措置を求めている。

## 近郊緑地保全区域

首都圏の近郊整備地帯(首都圏整備法にもとづき、無秩序な市街化の防止を目的に指定)において、良好な自然の環境を有する緑地を保全するため指定される区域。指定区域内の特に重要な部分は、特別保全地区として厳しく各種の行為が制限され、その代償として土地買入れ制度が設けられている。

なお、同様の制度として、近畿圏におけるものがあ

る。

## 経済的負担措置

環境への負荷の低減のための行動を誘導することを目的として経済的なインセンティブを与える施策。事例としては、税、課徴金、排出許可証取引制度、デポジット制度などがあり、北欧諸国では地球温暖化防止を念頭においた炭素税が導入され、二酸化炭素の排出抑制に効果が上がっている。

## 健康項目

水質汚濁に係る環境基準で、人の健康を保護するうえで維持することが望ましい基準として設定された項目をいう。これには、カドミウム、鉛、水銀等の重金属やトリクロロエチレン、テトラクロロエチレン等の有機塩素系化合物等26項目あり、基準値は項目ごとに定められている。

## 公害防止協定

公害防止の一つの手段として、地方公共団体又は住民と企業との間に締結される協定。これは法令の規制基準を補完し、地域に応じた公害防止の目標値の設定、具体的な公害対策の明示等を内容とし、法律や条例の規定と並ぶ有力な公害防止対策の手段として広く利用されている。

## 光化学オキシダント (Ox)

工場・自動車等から大気中に排出された窒素酸化物、炭化水素等の一次汚染物質が太陽光線に含まれる紫外線により化学反応を起こし(光化学反応)、オゾン(O<sub>3</sub>)、パーオキシアセチルナイトレート(PAN)等の光化学オキシダントを含む二次汚染物質となる。

これに風が弱い等の特殊な気象条件が重なると、光化学反応により生成された二次汚染物質が多く滞留し、白くもやがかかったようになる。これを光化学スモッグという。

光化学スモッグが発生した時は、光化学オキシダントにより眼やのどに刺激を受けたり、葉が枯れる等の被害が発生しやすい。

このように、光化学オキシダントは、人の健康や植物の育成に影響を及ぼすため環境基準が定められている。

## 光化学スモッグ

(→「光化学オキシダント」の項)

## 公害防止計画

公害防止計画は、現に公害が著しい地域における環境基準等を確保するために関係都道府県知事が、環境大臣の同意を得て策定するものである。

## 公共下水道

公共下水道は、主として市街地における雨水を排除するとともに、人間の生活活動や、生産活動により発生する汚水を主として道路の地下に敷設した管きょ(大部分が暗きょ)で排除し、終末処理場で処理または流域下水道に接続するもので、事業主体は原則として市町村である。

## 公共用水域

公共用水域とは、水質汚濁防止法で「河川、湖沼、

港湾、沿岸海域その他公共の用に供される水域及びこれに接続する公共こうきょ、かんがい水路その他公共の用に供される水路をいう。ただし、下水道法で定めている公共下水道及び流域下水道であって、終末処理場を有しているもの並びにその流域下水道に接続している公共下水道は除く。」とされている。

### コージェネレーション

発電と同時に発生した排熱も利用して、給湯・暖房などを行うエネルギー供給システム。従来の発電システムでのエネルギー利用効率は40%程度で、残りは排熱として失われていたが、コージェネレーションシステムでは最大80%まで高められる。これまでは紙パルプ、石油化学産業などで導入されていたが、最近ではオフィスビルや病院、ホテル、スポーツ施設などでも導入されつつある。

### 国際環境自治体協議会 (ICLEI)

環境保全に意欲的な世界の自治体のネットワーク化をめざし、平成2年9月に設立された機関であり、自治体の持続可能な開発に向けた取組を支援するとともに、世界の自治体が直面している環境問題の解決のための共同プロジェクトなどを行っている。

### 固定発生源

(→「移動発生源」の項)

### こどもエコクラブ

環境省では、各都道府県及び市区町村の協力を得て、地域の環境や地球環境に関する活動を行う小・中学生のグループを「こどもエコクラブ」として、平成7年度から募集し、支援を行っている。「こどもエコクラブ」として登録されたグループは、自主的に環境活動を行う。本県のこどもエコクラブへの支援としては、市町村の協力のもと、県内交流会やサポーター研修会を実施している。

### 酸性雨

工場・事業場から排出されるばい煙、自動車の排出ガスに含まれている硫黄酸化物、窒素酸化物等の大気汚染物質が大気中で酸化され、硫酸イオン、硝酸イオン等となって雨水に取り込まれて生じた酸性度の強い雨をいう。一般に清浄な雨水は大気中の炭酸ガスによって飽和されてpH5.6程度となっているため、これより低いpH値を示す雨水を酸性雨といっている。

(→pHの項)

### COD (化学的酸素要求量: Chemical Oxygen Demand)

CODとは、水に含まれている有機物の量を表わす指標であり、水の中に含まれている有機物が酸化剤によって酸化されるときに消費される酸化剤の量を酸素の量に換算したものである。数値が高いほど有機物の量が多く、汚れが大きいことを示している。

### 自然環境保全地域

県自然環境保全条例に基づき、野生生物の生息地、優れた天然林等のうち、自然環境を保全することが特に必要な地域として指定された地域。自然環境保全地域は、特別地区と普通地区に分けられるが、特別地区

において工作物の新築など自然環境の保全に支障を及ぼすおそれのある行為には許可が必要とされ、普通地区でも一定の行為については届け出が必要である。なお、自然環境保全法に基づき、国が指定する自然環境保全地域等があるが、本県では指定されていない。

### 自然災害回避 (アボイド) マップ

自然災害から県民の生命や財産を守るため、過去の自然災害による被害区域、法律により指定されている自然災害危険区域及び自然災害発生の可能性のある区域等に関する情報を地図情報として作成したもの。被害の未然防止、安全な土地利用の誘導等を図ることを目的に、県民や事業者へ情報提供を行っている。

### 持続可能な開発 (Sustainable Development)

「環境と開発に関する世界委員会」の報告書(1987年)において、「将来の世代のニーズを満たす能力を損なうことなく、現在の世代のニーズを満たすこと」と定義しているように、環境と開発を相反するものとしてではなく、互いに共存するものとしてとらえ、環境を保全してこそ将来にわたっての開発を実現できるという考え方である。

また、平成4年に国際自然保護連合(IUCN)、国連環境計画(UNEP)、世界自然保護基金(WWF)が共同で作成した「新・世界環境保全戦略」では「持続可能な成長というのは矛盾した術語であって自然界では無限に成長できるものではない」と指摘した上で「持続可能な開発」とは、「人々の生活の質的改善を、その生活支持基盤となっている各生態系の収容能力限界内で生活しつつ達成すること」と定義している。

### 指標生物

生物は種類によって生活できる環境条件が異なっており、これを利用して特定の生物から環境の変化などを知ることができる。このような生物を指標生物という。大気汚染では二酸化硫黄の指標としてウメノキゴケ、水質汚濁では有機性汚濁の指標としてカゲロウ、カワゲラなどの水生生物がよく知られている。

### 車種規制

自動車NOx・PM法に基づく規制で、対策地域内に使用の本拠地を有するトラック、バス及びディーゼル乗用車等について、特別の排出基準(窒素酸化物排出基準及び粒子状物質排出基準)に適合しない車は登録できなくなる規制をいう。使用過程車については、車種及び車齢に応じて猶予期間が設けられている。

### 臭気指数規制

工場その他の事業場における事業活動に伴って発生する悪臭は、悪臭防止法に基づいて規制を行っている。法に基づく規制基準には、「特定悪臭物質」と「臭気指数」の2通りの方式があり、臭気指数規制とは「におい」そのものを人の嗅覚を用いて評価する手法である。臭気指数は、刺激量と人の嗅覚(感覚)の間には、ウェバー・フェヒナーの法則が成り立ち、感覚量は刺激量の対数に比例することから臭気濃度を対数で表示したものである。なお、平成18年1月現在、県内で臭気指数規制を採用しているのは、県(横浜・川崎・相

模原・厚木市を除く)、横須賀市、平塚市、小田原市、茅ヶ崎市及び大和市である。

### 新アジェンダ21かながわ

日本初のローカルアジェンダとして1993(平成5)年に採択された「アジェンダ21かながわ」の成果と課題を踏まえ、より実践的で実効性あるアジェンダ(課題解決に向けた行動計画)として、2003(平成15)年10月に県民、企業、行政等による「かながわ地球環境保全推進会議」が策定したもの。推進の仕組みとして「マイアジェンダ制度」を構築し、持続可能な社会かながわづくりを目指している。

### 新エネルギー

新エネルギーとは、自然エネルギー(太陽光や風力など)、リサイクルエネルギー(廃棄物焼却施設の熱を利用した廃棄物発電など)、新利用形態エネルギー(クリーンエネルギー自動車など)のこと。

### 重金属

密度が比較的大きい金属、通常比重が4~5以上のものを重金属という。

重金属の中には、カドミウム、水銀など人体に蓄積されて公害病の原因となるものがある。

### 狩猟鳥獣

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律により狩猟をすることができる鳥獣として環境大臣が指定する鳥獣をいう。

なお、狩猟鳥獣以外であっても有害鳥獣捕獲、学術研究等のための捕獲許可を得た場合には捕獲することができる。

### 生活環境項目

水質汚濁に係る環境基準で、生活環境を保全するうえで維持することが望ましい基準として設定された項目をいう。これには、pH、DO、BOD、COD、SS、大腸菌群数、n-ヘキササン抽出物質、全窒素、全りん、全亜鉛の10項目がある。基準値は、河川、湖沼、海域別に、水道、水産、工業用水、農業用水などの水利用目的や水生生物の生息状況に応じて区分された類型ごとに定められている。

### 生活騒音

一般家庭の日常生活から発生する騒音。都市の過密化やクーラー、ピアノ等の生活関連機器の普及に伴い問題となっている。県条例では、工場・事業場の騒音を規制対象としており、生活騒音については、規制基準が定められていないが、住民相互の協力等について規定している。

### 生態系

自然界に存在するすべての種は、各々が独立して存在しているのではなく、食うもの食われるものとして食物連鎖に組み込まれ、相互に影響しあって自然界のバランスを維持している。これらの種に加えて、それを支配している気象、土壌、地形などの環境も含めて生態系と呼ぶ。互いに関連をもちながら安定が保たれている生物界のバランスは、ひとつが乱れるとその影響が全体に及ぶだけでなく、場合によっては回復不能

なほどの打撃を受けることもある。

### 生物多様性

ある地域の生物の多様さとその生息環境の多様さという。同じ環境のもとでは、多様な生物が生息するほど生態系は健全であると考えられ、希少な種を保護するだけでなく、多様な生物が生息する環境そのものを保全することが重要であると考えられている。

生態系(生物群集)、種、遺伝子(種内)の3つのレベルの多様性により捉えられる。

### 世界環境デー

昭和47年6月、ストックホルムで開かれた国連人間環境会議を記念して毎年6月5日を「世界環境デー」と定めることが同年12月の第27回国連総会において決議された。わが国では昭和48年から6月5日~6月11日までを「環境週間」としてきたが平成3年からは「環境月間」(6月)を設けている。

本県では、「世界環境デー」を間にした1か月間を「かながわ環境月間」と設定し、自治体、県民が一体となってよりよい環境の創出に努めている。

### ゼロ・エミッション

産業活動により発生する環境汚染物質、廃棄物、廃熱など、すべての排出物をゼロにしようとする考え方。国連大学が提唱したもので、企業自らによる排出物の抑制に加えて、他企業による再利用をうまく組み合わせようとしている点が特徴である。

### 潜在自然植生

ある土地の代償植生(人為的干渉が常に加えられることによって持続している植生)に対してそれを持続させる人為的干渉が全く停止されたとき、その土地が支えることができる自然植生をいう。

### 総量規制

一定の地域内の汚染(濁)物質の排出総量を環境保全上許容できる限度にとどめるため、工場等に対し汚染(濁)物質許容排出量を割り当てて、この量をもって規制する方法をいう。

### WECPNL

Weighted Equivalent Continuous Perceived Noise Levelの略で、加重等価継続感覚騒音レベルのこと。航空機騒音測定、評価のために考案されたもので、航空機騒音の特異性、継続時間の効果、昼夜の別等を加味した騒音のうるささの単位である。

### ダイオキシン類

ダイオキシン類とは、塩素を含む有機化学物質の一種で、「ダイオキシン類対策特別措置法」(平成12年1月15日施行)により、ポリ塩化ジベンゾ-パラ-ジオキシン(PCDD)、ポリ塩化ジベンゾフラン(PCDF)、コプラナーポリ塩化ビフェニル(Co-PCB)の3物質群と定義されている(単一の物質でないため、「物質群」としている)。

ダイオキシン類は、結合している塩素の数と、その結合している位置の違いによって2百数十の種類がある。また、種類によって毒性の強さが異なり、通常、環境中のダイオキシン類は、複数の種類が混在してい

るため、全体の毒性の強さを表すためには、最も毒性が強い2,3,7,8-四塩化ジベンゾ-パラ-ジオキシン(2,3,7,8-TCDD)の量に換算して合算している。この換算値には「TEQ」を付記して表す。

ダイオキシン類は、水に溶けにくく、油や溶剤には溶けやすい。また、常温では安定しているが、高温(800℃以上)ではほとんど分解する。ダイオキシン類の毒性は、動物実験において急性毒性、発がん性、催奇形性や環境ホルモン作用等の影響が報告されており、人の場合は2,3,7,8-TCDDに発がん性があるとされているが、催奇形性や環境ホルモン作用があるのかどうかについてはまだよくわかっていないため、現在、研究が進められている。

(→「TEQ」の項)

### 大腸菌群数

大腸菌群数は、大腸菌及び大腸菌と性質が似ている細菌の数をいい、一般に人畜の腸管内に生息している細菌であることから、人畜の排せつ物などによる汚れを表す指標となっている。指標は、河川水などは100 mL中の大腸菌群数を最確数(MPN=Most Probable Number)で表す。

### 炭化水素系物質(Hydrocarbons)

炭素と水素からなる有機化合物の総称を炭化水素という。炭化水素を骨格とし、酸素や窒素等を含む有機化合物を総称して炭化水素系物質といい、アルコール、エステル、アルデヒド等がある。

炭化水素系物質は光化学スモッグの原因物質のひとつであり、種類によっては、有害性や悪臭の問題がある。

### 断層(活断層)

元はつながっていた地層がある面に境に食い違っているところがある。このような食い違いの構造を断層という。

この断層のうち、数十万年以内に活動した痕跡があり、今後も活動を繰り返し、地震を発生させる可能性があると判断された断層を、「活断層」という。

### 地域環境評価書(EA)

市街化調整区域等の地域を対象として、地形、水系、植生、土地利用等の類似した30~300haの地区に区分し、地形、水系、緑等の状態を評価する「存在形態評価」、動物の生息分布状況や植物の分布状況等を評価する「本質的評価」、すぐれた自然景観やハイキングコース、天然記念物等を評価する「人との係わり評価」の3つの視点から地域環境を評価したもの。昭和63年度から平成3年度にかけて調査を行った。

### 地球温暖化

現代の産業社会における多量の石炭や石油などの消費に伴い、二酸化炭素、メタン、フロン、亜酸化窒素などの温室効果ガスの排出量が増加することにより地球の平均気温が上昇することをいう。「気候変動に関する政府間パネル」(IPCC)の予測によれば、このまま対策を講じなかった場合、2100年には地球全体の平均気温が1.4℃~5.8℃上昇し、海面水位が9~88cm

上昇すると予測されており(中位推計)、生態系、食料生産をはじめ社会全体に広範かつ深刻な影響を及ぼすことが予測されている。(→「温室効果ガス」)

### 地球温暖化防止活動推進員

地球温暖化対策推進法第23条に基づき、県知事からの委嘱を受け、地球温暖化の現状や地球温暖化対策の重要性について住民の理解を深めることや日常生活における温室効果ガス排出抑制のために必要な助言、情報の提供などの活動を行う。

### 地球温暖化防止活動推進センター

地球温暖化防止活動推進センターは、地域における地球温暖化防止活動の促進を目的とする公益法人又はNPO法人からの申請により、都道府県知事が、地球温暖化対策推進法第24条第1項に基づいて県内で一つに限り指定することができるもので、地球温暖化対策の重要性等についての啓発・広報活動、地球温暖化防止活動推進員や民間団体の活動への支援、日常生活に関する温室効果ガス排出抑制等のための措置についての相談対応や助言などを行う。

### 地球温暖化防止京都会議

地球の温暖化を防ぐため、大気中の温室効果ガス濃度を一定程度以上には増やさないようにすることを目的に開催された「気候変動に関する国際連合枠組条約」第3回締約国会議(1997.12)のこと。

先進国の温室効果ガスの平成12年以後の削減目標等を定めるため、交渉が難航したが、排出削減目標に加え、様々な国際的な仕組みなどにも合意し、「京都議定書」が採択された。

### 地球サミット(環境と開発に関する国連会議)

平成4年6月、ブラジルのリオデジャネイロで開催され、約180か国が参加し、持続可能な開発という共通理念の下、環境と開発に関する議論がなされ、「環境と開発に関するリオ宣言」、「アジェンダ21」、「森林原則声明」が採択されたほか、「気候変動枠組条約」、「生物多様性条約」への署名が開始された。

### 窒素酸化物(NOx)

窒素酸化物は、空気が酸素と窒素の混合気体のため、空気中で燃料等の物の燃焼、合成、分解等の処理を行うとその過程で必ず発生するもので、燃焼温度が高温になるほど多量に発生する。その代表的なものは、NO(一酸化窒素)とNO<sub>2</sub>(二酸化窒素)であり、発生源で発生する窒素酸化物は90%以上がNOであり、大気中で酸化されてNO<sub>2</sub>となる。発生源としては、ばい煙発生施設等の固定発生源と、自動車等の移動発生源がある。大気汚染防止法では、ばい煙発生施設から発生する「ばい煙」及び自動車の運行に伴い発生する「自動車排出ガス」に含まれる窒素酸化物が規制の対象物質となっている。

窒素酸化物は人の健康に影響を与える。また窒素酸化物は紫外線により光化学反応を起こし、オゾンなど光化学オキシダントを生成する。窒素酸化物による大気汚染を防止するため、大気汚染防止法等により対策が進められている。

## 中間処理（廃棄物）

中間処理とは、廃棄物を物理的、化学的又は生物学的な手段によって、形態、外観、内容等について変化させ、生活環境の保全上支障の少ないものにする行為であり、最終処分（埋立及び海洋投入）に至るまでに行われるさまざまな処理をいう。脱水、乾燥、焼却、中和、破碎、溶融などが代表的な方法である。

## 鳥獣保護区

鳥獣保護区は、鳥獣保護法に基づき、鳥獣の捕獲を禁止する地域で、土地利用上の規制はないが、特に必要がある場合に指定する特別保護地区では、水面の埋立、干拓、立木竹の伐採などに、県知事の許可を必要とする。

鳥獣保護区の種類は、森林鳥獣生息地の保護区、大規模生息地の保護区、集団渡来地の保護区、集団繁殖地の保護区、希少鳥獣生息地の保護区、身近な鳥獣生息地の保護区、生息地回廊の保護区に分けられる。

## 直下（型）地震

震源が内陸直下の浅いところにある地震のこと。

大規模な地震は広域に被害を及ぼすが、比較的小規模な地震でも都市部直下の浅いところで起これば、局地的に大被害となる可能性がある。

## DO（溶存酸素量） Dissolved Oxygen

DOとは、水中に溶けこんでいる酸素の量のこと。

河川や海域の自浄作用や魚類などの水生生物の生存には欠くことのできないもので、きれいな河川水中には普通1L中に7～14mg程度あるが、有機物の流入量が多くなり、汚濁が進行すると減少する。

## 低公害車・八都県市指定低公害車

電気自動車などその運行に伴って排出ガスを排出しない自動車、又は排出ガスの排出量が相当程度少ないと認められる自動車、その他の環境への負荷の少ない自動車のことをいう。

典型的な例としては、いわゆる4低公害車と呼ばれる電気・メタノール・天然ガス・ハイブリッド自動車があるが、このほか、ガソリン・ディーゼル自動車であっても首都圏の八都県市が独自の基準に基づき指定した、窒素酸化物などの排出量が少ない八都県市指定低公害車がある。

## TEQ（Toxicity Equivalency Quantity：毒性等量）

ダイオキシン類の毒性は、その種類によって異なるので、最も毒性の強い2,3,7,8-TCDDの毒性の強さに換算して示すこととなっており、その換算値であることを表すため「TEQ」（ティー・イー・キュー）という記号で表示する。例えば、ダイオキシン類の水質環境基準は1pg-TEQ/Lと表される。

## ディーゼル排気微粒子（DEP：Diesel Exhaust Particles）

ディーゼルエンジンから排出される粒子状物質のうち粒径が概ね0.002mm以下の微粒子のことをいい、ベンツピレンなどの発がん性物質が含まれている。

## デポジット・システム

デポジット（=Deposit）の意味は、「預かり保証金」

ということであるが、飲料容器散乱防止対策として、経済的手法を導入した回収方法の1つである。これは容器入り飲料に、一定額（率）の預り金を上乗せして販売し、空き容器が返却された場合には、その預り金を返却する方法（Deposit Refund System）である。

## テレメータ・システム

環境の常時監視を行うため、各測定局の自動測定データをリアルタイムで収集、蓄積するシステムで、測定機、子局、通信回線（有線・無線）、親局及びコンピュータ等で構成されている。

## 特定悪臭物質規制

悪臭防止法に基づく規制基準の1つであり、悪臭の原因となる特定の物質として悪臭防止法施行令で指定されたアンモニアなどの物質の排出濃度を規制する方式を特定悪臭物質規制という。特定悪臭物質は現在、22物質が指定されている。なお、県内の市町村では平成18年1月現在、横浜、川崎、相模原及び厚木市がこの規制手法を採用している。

## 特定施設

大気汚染、水質汚濁、騒音等の公害を防止するために各種の規制法は、「特定施設」という概念を設けている。大気汚染防止法では「特定物質を発生する」施設、水質汚濁防止法では「有害物質又は生活環境項目として規定されている項目を含む汚水又は廃液を排出する」施設、騒音規制法では「著しい騒音を発生する」施設をいい、政令でその規模、容量等の範囲が定められている。

## 特別管理廃棄物

（→「廃棄物」の項）

## 特別保護地区（鳥獣保護区）

環境大臣又は都道府県知事は、鳥獣の保護を図るため特に必要があると認めた場合、鳥獣保護区の区域内に、特別保護地区を指定することができる。特別保護地区内では水面の埋立、干拓、立木竹の伐採等、鳥獣の保護繁殖に影響を及ぼすおそれのあるものは許可を必要とする。ただし、軽微なものは必要としない。

## 土壌汚染

人の事業活動その他の活動に伴い、土壌中に有害物質が残留、蓄積することにより、土壌が有する水質を浄化し地下水をかん養する機能や食料を生産する機能を阻害することを土壌の汚染という。

土壌の汚染に係る環境基準は、カドミウム、トリクロロエチレン等27項目が定められている。

## ナショナル・トラスト運動

ナショナル・トラスト運動は、環境破壊から貴重な自然や歴史的環境を保存するために、広く国民から寄附金を集め土地や建物を買取り、保存・管理・公開する運動で、19世紀末にイギリスで始まった。

我が国では、「（財）鎌倉風致保存会」の活動を第1号として、北海道斜里町の「知床国立公園内100平方メートル運動」や、和歌山県田辺市の「天神崎市民地主運動」などが知られている。

神奈川県では、昭和60年に（財）みどりのまち・かながわ県民会議（平成7年に（財）かながわトラストみどり財団に名称変更）を設立し、かながわトラストみどり基金や市町村などと連携してナショナル・トラスト運動を推進している。

## 二酸化窒素（NO<sub>2</sub>）

大気中の窒素酸化物の構成成分で、発生源はボイラーなどの固定発生源や自動車などの移動発生源のような燃焼過程、硝酸製造等の工程などがある。燃焼過程からはほとんどが一酸化窒素として排出され、大気中で酸化され二酸化窒素となる。

二酸化窒素は、呼吸とともに人体に取り込まれ、呼吸器疾患の原因となることが知られており、環境基準が設定されている。二酸化窒素そのものが大気汚染物質であるが、光化学オキシダントの原因物質でもある。（→「窒素酸化物（NO<sub>x</sub>）」の項）

## 二次処理・三次処理

公共下水道の処理場や工場などの汚水の処理の工程は、一次処理、二次処理、三次処理の大きく三つに分けることができる。

公共下水道の処理場に例をとると、汚水の中の砂や固型物を沈砂池やスクリーンなどで取り除く処理工程を一次処理（予備処理）といい、この処理した水を微生物の働きを利用して更に浄化する処理（活性汚泥処理）の工程を二次処理（本処理）という。

また、水域の状況などによっては、砂や活性炭などでろ過したり、薬品を使って沈澱させたりする高度な処理が行われる場合があり、これを三次処理（高度処理）という。

## 農業集落排水施設

農業用水の水質保全や農村における生活環境の改善のほか、併せて公共用水域の水質保全を図ることを目的とした、農業集落におけるし尿、生活雑排水等の汚水を処理する施設のことをいう。

## ばい煙

工場や事業場などのボイラーや焼却炉などで燃料を燃焼した場合に発生する硫黄酸化物や窒素酸化物などをいう。

大気汚染防止法において、次のとおり定められている。

- ①燃料その他の物の燃焼に伴い発生する硫黄酸化物
- ②燃料その他の物の燃焼又は熱源としての電気の使用に伴い発生するばいじん
- ③物の燃焼、合成、分解その他の処理に伴い発生する物のうち、カドミウム及びその化合物、塩素及び塩化水素、フッ素、フッ化水素及びフッ化ケイ素、鉛及びその化合物並びに窒素酸化物（これらを総合して有害物質という）

## バイオマスエネルギー

サトウキビやサツマイモのアルコール発酵によって得られるエチルアルコール、海藻や糞尿のメタン発酵によって得られるメタンなど、生物体（バイオマス）によるエネルギー。

## 廃棄物（一般廃棄物、産業廃棄物）

廃棄物とは、廃棄物処理法により、ごみ、粗大ごみ、燃え殻、汚泥、ふん尿、廃油、廃酸、廃アルカリ、動物の死体その他の汚物又は不要物であって、固形状又は液状のもの（放射性物質及びこれによって汚染された物を除く。）をいうと定義されている。（「廃棄物処理法第2条」）

廃棄物は、「一般廃棄物」と「産業廃棄物」に区分される。

「産業廃棄物」は、事業活動によって生じた廃棄物のうち、法令で定められたものをいう。「一般廃棄物」は、産業廃棄物以外の廃棄物で、主に家庭から発生する生活系ごみであり、オフィスや飲食店等から発生する事業系ごみも含まれる。

## 排出基準

大気汚染防止法において工場などに設置されるばい煙発生施設で発生し、排出口から大気中に排出されるばい煙の量の許容限度をいう。現在排出基準の設定されている大気汚染物質として硫黄酸化物、ばいじん及び政令で指定されている有害物質（窒素酸化物、カドミウム及びその化合物、塩素及び塩化水素、フッ素、フッ化水素及びフッ化珪素並びに鉛及びその化合物）がある。

排出基準には国が定めた全国一律の基準と都道府県が一定の区域を限って条例で定める上乘基準とがある。国の定める排出基準のうち硫黄酸化物の規制は、全国をいくつかの地域に分け、各地域ごとに煙突など排出口の高さに応じ1時間ごとの硫黄酸化物の排出許容限度を定めている（K値規制方式）。一方、ばいじん、窒素酸化物などの排出基準は、ばい煙発生施設の種類、施設の規模ごとに排出ガス中の濃度を規制している（濃度規制）。硫黄酸化物とばいじんにつき大気汚染が特に深刻な過密地域における新設施設に対し特別排出基準がある。これら排出基準を超えてばい煙を排出した場合には、改善命令、一時停止命令を都道府県知事よりばい煙を排出する者に対して発することができるほか、罰則も課せられる。

## ばいじん

石炭や石油系の燃料など物の燃焼に伴い発生するすす等の固体粒子をいい、このうち大気中に排出されたあと、重くて地上に降りてくるものを降下ばいじんという。人の健康に影響を与えるため、大気汚染防止法等により排出規制が行われている。

## PRTR（環境汚染物質排出・移動登録：Pollutant Release and Transfer Register）

一般に、人の健康や生態系に有害なおそれのある化学物質について、事業所からの環境への排出量及び廃棄物に含まれての事業所外への移動量を、事業者が自ら把握し行政に届け出るとともに、行政はそれを何らかのかたちで集計・公表するもの。OECDは平成8年2月、加盟国にこの制度の導入を勧告し、我が国では平成11年7月に「特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律」（PRTR

法)が公布された。平成13年4月より、一定の要件を満たす事業者は排出量等の把握義務が生じ、平成14年4月からは都道府県を経由し、国への届出義務が生じている。

### 非意図的生成物質

意図せざるものとして生成された化学物質のこと。例えばダイオキシン類は、炭素・水素・塩素を含むものが燃焼する工程などで意図せざるものとして生じてしまった有害物質である。

### pH (水素イオン濃度指数)

水中の水素イオン濃度を指数で表したもので、0から14までである。7が中性で7を超えるとアルカリ性、7未満が酸性となる。

### BOD (生物化学的酸素要求量: Biochemical Oxygen Demand)

BODは、水に含まれる有機物量を表す指標であり、水中の好気性微生物によって消費される溶存酸素の量を、有機物の量に換算したものである。BODの数値が高いほど有機物の量が多く、汚れが大きいことを示している。

一般にBODは、炭素系の有機物の分解によるものが主なもので、水中の有機物全量を知る直接的な指標とはならないが、この値の大きい排水を河川等に排水すると、水中の溶存酸素の欠乏を招き、自浄作用を損なう結果となる。

### PCB (ポリ塩化ビフェニル)

絶縁油、熱媒体、塗料、インキなど広範囲に使用されていたが、分解性が低く、生体内への蓄積性が高い。慢性毒性も高く、昭和49年に、「化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律(化審法)」で製造、輸入、使用が原則禁止されている。

ダイオキシン類対策特別措置法では、ポリ塩化ジベンゾパラジオキシン(PCDD)やポリ塩化ジベンゾフラン(PCDF)と構造や毒性が類似しているコプラナーPCB(PCBの一種)も「ダイオキシン類」として規制の対象としている。

### PDCA サイクル

Plan(プラン:目的・目標・プログラムを定める)、Do(ドゥ:実行する)、Check(チェック:定期的に取り組む状況を点検・是正する)、Action(アクション:全体を見直す)を継続的に回すこと。PDCAサイクルにより環境配慮に取り組むことで、環境への効果が高まることを期待している。

### ヒートアイランド

都市域において、人工物の増加、地表面のコンクリートやアスファルトによる被覆の増加、それに伴う自然的な土地の被覆の減少、さらに冷暖房などの人工排熱の増加により、地表面の熱収支バランスが変化し、都心域の気温が郊外に比べて高くなる現象をヒートアイランド現象という。この現象は、都市及びその周辺の地上気温分布において、等温線が都心部を中心として島状に市街地を取り巻いている状態により把握することができるため、ヒートアイランド(熱の島)といわ

れる。

### ビオトープ (Bio Top)

ドイツ語でBio(生物)、Top(所)を意味し、学術上、生物圏の地域的な基本単位を指し、動植物の生息地、生育地といった意味で用いられる。生態系の保全の観点からは、ポツンとビオトープを整備(確保)するのではなく、生物の移動が確保できるようなビオトープ・ネットワークの形成が重要とされている。

### ppm (parts per million)

ppmとは、濃度の単位で、100万分の1を1ppmと表示する。

例えば、1m<sup>3</sup>の空気中に1cm<sup>3</sup>の硫酸化合物が混じっている場合の硫酸化合物濃度を1ppmと表示する。また、水質汚濁物質の濃度表示では水1m<sup>3</sup>(1t)の中に汚濁物質が1g混じっている場合を1ppmと表示する。なお、1ppb(parts per billion)は10億分の1を表す。

### 風致地区

都市における風致の維持を目的とした我が国の地域制緑地制度である。この地区は、都市における「自然地の保全」と「風致豊かなまちづくり」の2面で大きな役割を果たしてきたが、他の緑地保全制度とは少し異なり、自然地等を含んだ良好な市街地の形成へ土地利用を誘導する土地利用コントロール制度であることに特色がある。

### 富栄養化

富栄養化とは、湖沼、海で植物が生育するうえで必要とする栄養物質(代表的なものとして窒素、りん)が低い濃度から次第に高い濃度に増加して、栄養物質が豊富になっていくことをいう。その結果として、植物プランクトンが大量に増殖することがあり湖沼においてはアオコの発生、海においては赤潮の発生などの現象が起こり、水道水の浄水操作や魚類の窒息死などの障害が発生する場合がある。

### 浮遊粒子状物質 (SPM: Suspended Particulate Matter)

大気中の粒子状物質は、すすや粉じんなど比較的粒径が大きく沈降しやすい降下ばいじんと大気中に長期間浮遊する浮遊粉じんがあり、浮遊粉じんの中でも粒径が0.01mm以下のものを浮遊粒子状物質(SPM)という。

浮遊粒子状物質は、大気中に長期間浮遊し、気管に入りやすく、肺に沈着しやすい。高濃度になるとぜん息、気管支炎等の呼吸器系疾患の原因となるおそれがあることから、環境基準が設定されている。

発生源は工場のばい煙、自動車排出ガスなどの人の活動に伴うもののほか、自然界由来(砂じん、火山灰、森林火災の煙など)のものがある。また、粒子として排出される一次粒子とガス状物質が大気中で粒子化する二次生成粒子がある。

### フロラ

植物相ともいう。特定の限られた地域に分布し、生育する植物の種類をさす。植生はその地域の代表生物

によって特徴を表現するのに対し、フロラはそこに生育する全植物を同定して、リストとしたものである。

### フロンガス

フロンガスとは、フッ化炭化水素化合物の日本での通称であり、世界的にはフルオロカーボンと呼ばれている。無色・無臭の気体または液体で、化学的・熱的に安定し腐食性・毒性も低く引火性がなく、冷蔵庫・クーラーなどの冷媒や断熱材の発泡に用いられている。しかし、塩素を含むフロンは、大気中に放出されることにより、オゾン層の破壊を引き起こすとして、昭和62年のモントリオール議定書により生産・消費量の規制と段階的削減が決定した。我が国では、CFCが平成7年末に生産が全廃され、HCFCも段階的に生産が削減され、平成32年には生産の全廃が決定している。さらに、HFCについては、オゾン層を破壊しないものの、地球温暖化の温室効果が高いことから、この面での抑制も新たに行われることになった。

### 粉じん・浮遊粉じん

粉じんとは、物の破碎、選別その他の機械処理や、堆積に伴って発生又は飛散する固体の粒子をいう。

浮遊粉じんとは、粉じん、ばいじん及びこれらの粒子が大気中に排出された物と、大気中の二酸化硫黄、二酸化窒素から生成した硫酸塩、硝酸塩であって大気中に浮遊しているものをいう。

なお、粉じんのうち、石綿（アスベスト）等の人の健康に被害を生ずるおそれのあるもので、大気汚染防止法施行令により指定されたものを特定粉じんという。また、特定粉じん以外の粉じんを一般粉じんという。

### マニフェストシステム

産業廃棄物管理票（マニフェスト）を用い、委託する廃棄物の性状に関する情報を排出事業者から処理業者に伝達し、廃棄物に起因する事故や環境汚染を防止することや、廃棄物の処理の流れを把握することにより、不法投棄等の不適正処理を防止し、排出事業者責任に基づく適正処理を確保する制度をいう。

### ミティゲーション（環境影響緩和）

開発事業による環境に対する影響を軽減するためのすべての保全行為を表す概念。アメリカでは環境影響評価制度を法律で規定した中で、ミティゲーションを次のように分類し定義している。

- ・ある行為又はその部分をしないことにより、環境影響を回避すること。（回避）
- ・ある行為の実施の程度や規模を制限することにより、環境影響を最小化すること。（最小化）
- ・影響を受けた環境を修復、再生、又は復元することにより、環境影響を矯正すること（矯正）
- ・事業期間中の保護及び維持活動によって、経年的な環境影響を軽減すること（軽減）
- ・代用の資源や環境で置換又はこれらを提供することによって、環境影響を代償すること。（代償）

### みどりの協定

自然環境保全条例に基づき、住宅団地の造成、事業

所の建設、土石の採取など1 ha以上の開発行為を対象とし、法令等に基づく開発許可等の際に開発行為者と県が開発区域面積の原則として20%以上の緑地を確保するという内容の協定。

### 無機汚濁物質

（→「有機汚濁物質」の項）

### 有害大気汚染物質

低濃度であっても継続して摂取しつづけることによって、人の健康を損なう恐れのある物質で大気汚染の原因となる物質をいい、平成8年5月に大気汚染防止法に対策等が位置づけられた。

特に優先的に対策等に取り組むべき物質としてベンゼン等の22物質が定められている。

### モーダルミックス、モーダルシフト

都市部の輸送需要を様々な交通手段（モード）の特性を生かして組み合わせ、最適な配分を行うことをモーダルミックスという。その内、自動車から、鉄道や船舶、バスなどの公共輸送機関に移行させることをモーダルシフトと呼ぶ。トラックによる貨物輸送については、運転手不足のためモーダルシフトを検討するところも出ているが、末端の輸送はトラックに依存せざるを得ないこと、シフトされる側の輸送機関の受け入れ能力不足など解決すべき課題は多い。

### 有害鳥獣

法令による有害な鳥獣の定義はないが、一般的には、経済活動や生活環境等に害性を及ぼすものを、有害鳥獣といっており、排泄物等により被害を与えるものや、農林水産物等を食害するものが大部分である。

### 有機汚濁物質

すべての物質は、有機物質又は無機物質に分類される。有機物質は、炭素を含む化合物（一酸化炭素（CO）と二酸化炭素（CO<sub>2</sub>）を除く。）の総称であり、生物体で作られる炭水化物、脂肪、タンパク質などのほか、人工的に合成された多数の有機化合物がある。通常、有機汚濁物質という場合は、生物によって代謝分解されやすく、特に毒性のない化合物を対象とし、有機リン系農薬や有機塩素化合物などの毒性が問題となる物質は有害物質として取り扱う。

### 有機溶剤

水に溶けにくい物質をよく溶かす揮発性のある液体であり、工場の塗装工程におけるシンナー類や金属脱脂工程におけるトリクロロエチレン（有機塩素系溶剤）等が代表的なものである。

揮発性が高いので、蒸発し、気体として排出されると窒素酸化物とともに光化学スモッグの原因となる。さらに、それ自体有毒性のある物質や悪臭の原因となる物質もあり、また地下に浸透することにより地下水汚染の原因となることから、県生活環境の保全等に関する条例において規制されているものもある。

### UNEP（国連環境計画）

1972年6月にストックホルムで開催された国連人間環境会議において、人間環境宣言が採択された。UNEPは、この会議での決議及び同年12月の国連第27回総会

の決議により発足した。

UNEP が取り組んでいる環境問題の概念は、環境汚染、自然保護に加え、人口の急増、貧困等を含む非常に幅広いものである。近年においては、砂漠化防止、熱帯雨林、土壌汚染、炭酸ガス（CO<sub>2</sub>）と気候変化、オゾン層破壊等の地球的規模の問題に本格的に取り組みはじめている。

#### ライフ・サイクル・アセスメント（LCA）

LCA と略称される。製品の原料調達から製造、流通、使用、廃棄の各段階における環境負荷を総合的に評価する手法であり、国際標準化機構（ISO）においても環境マネジメントに関する規格（ISO14000シリーズ）の一環として規格化の作業が進められている。

#### リオ宣言（環境と開発に関するリオ宣言）

平成4年6月に開催された地球サミットにおいて採択、環境と開発に関する国際的な原則を確立するための宣言であり、持続可能な開発に関する人類の権利、自然との調和、現在と将来の世代に公平な開発、グローバルパートナーシップの実現等を規定している。

#### リスク

（→「環境リスク」の項）

#### リスクコミュニケーション

リスクについての個人、集団、組織間における情報及び意見の相互交換のプロセス。これにより関係者の共通理解の形成が図られる。環境問題については、行政、事業者、市民の間で議論がかみ合わないケースがしばしば見られ、リスクコミュニケーションの重要性がますます高まっている。

#### 流域下水道

2以上の市町村からの下水を受け処理するための下水道で、汚水幹線管きょ・中継ポンプ場及び終末処理場から成る。事業主体は原則として都道府県である。

#### 特別緑地保全地区

昭和40年代後半の高度成長のひずみにより、生活環境の悪化は大都市圏だけではなくてきた。こうした中で、地域住民の健康で文化的な都市生活の確保に寄与し、良好な都市環境の形成に資する緑地を保全するため、都市緑地法に基づき指定される地区。この地区内では、通常の管理行為以外は厳しく規制され、その代償として土地の買入れ制度が設けられている。

#### 類型指定

水質汚濁に係る環境基準のうち、生活環境項目については、水域の利用目的に応じて区分された類型ごとに基準値が定められている。現在、河川は6類型、湖沼は4類型（河川、湖沼とともに全窒素及び全りんについては5類型、全亜鉛については4類型）、海域は3類型（全窒素及び全りんについては4類型、全亜鉛については2類型）に区分されている。このため、ある水域がどの類型に該当するかを個別に指定する必要があり、このことを類型指定という。（→「生活環境項目」の項）

#### 歴史的風土保存区域

都市化に伴う開発から、京都・鎌倉・奈良等かつての政治・文化の中心であった古都における歴史的風土を保存し継承するため、古都における歴史的風土の保存に関する特別措置法（古都保存法）に基づき指定される区域。指定区域内の特に重要な部分は、特別保存地区として、各種の行為が厳しく制限され、その代償として土地の買入れ制度が設けられている。鎌倉市御谷地区での開発計画に反対する住民運動が、法制定の契機となった。

#### レッドデータブック

絶滅のおそれのある動植物のデータ集で、世界レベルでは国際自然保護連合（IUCN）が発行している。日本では1991（平成3）年に環境庁（現在の環境省）が動物分野、1989（平成元）年に（財）日本自然保護協会及び（社）世界自然保護基金日本委員会が植物分野のそれぞれ日本版レッドデータブックを発行し、2000（平成12）年からは環境省がその改訂版を順次発行している。神奈川県でも県立生命の星・地球博物館が3年間の調査期間を経て1995（平成7）年3月に神奈川県版レッドデータブックを発行した。